

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 第44回子ども・子育て会議が開催される …………… 1
- ◆ 厚生労働省 令和2年度予算 概算要求 …………… 4
- ◆ 耐火性能に関する基準の改正後も保育所・幼保連携型認定こども園の耐火性能基準の規定に変更はありません（内閣府・厚生労働省） …………… 5
- ◆ 提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」が公表（内閣府） …………… 6
- ◆ 「第15回権利擁護・虐待防止セミナー」開催（全社協・政策企画部） …… 7

◆第44回子ども・子育て会議が開催される

令和元年8月29日、標記会議が開催され、本会から森田信司副会長が出席しました。

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいて今後検討が必要と考えられる事項」が示されました。

本会は、下記の意見書を提出しました。特に、前記事項の「7.その他」(4)に示されている「民間保育所等における0～2歳児の給食の外部搬入規制緩和」について、断固反対を表明しています。これは、平成29年度に本会と全国保育士会が反対の意見書を構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会に提出した時から現在も考え方が変わるものではありません。

次回の会議開催は、9月27日に予定されています。新制度施行後5年の見直しの各論点について議論が開始される予定です。

会議資料・動画については、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府ホームページ

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html

子ども・子育て会議（第 44 回）
全国保育協議会 森田信司 提出

全国保育協議会 意見

1. 公定価格について丁寧な議論をお願いします

公定価格は「積み上げ方式」で算定されています。今後も「積み上げ方式」を堅持していただくとともに、人事院勧告に沿って人件費を引き上げるなど、保育士等の処遇改善をさらに進めるよう、引き続きご配慮ください。

また「土曜日開所の取扱い」について、慎重に議論していただくよう、お願いします。保育所・幼保連携型認定こども園等は、土曜日の開所が原則とされています。これは、地域の社会資源として保育所・認定こども園が児童福祉施設の役割を担い、地域の教育・保育、子育てニーズへ対応してきた経緯によるものです。保護者の勤務体系・労働時間により、土曜日の開所を必要としている子ども・保護者も多くいます。

このような状況をふまえ、「保育所等の運営実態に関する調査結果」の「土曜日の利用児童数及び勤務する職員数」の平均値のみをもって、土曜日開所の取扱いを議論しないでください。

教育・保育の現場で働くすべての人に「働き方改革」が必要です。現在の公定価格に含まれている人件費は十分ではなく、週 40 時間の労働に対応しているとは言えません。月曜日から土曜日までの開所に対応する適切な人員配置ができるよう、公定価格の人件費の積み上げについて検討をお願いします。

2. 「民間保育所等における 0～2 歳児の給食の外部搬入規制緩和」に断固反対します

本会は、全国保育士会とともに、0～2 歳児の給食の外部搬入の規制緩和に反対します。

構造改革特別区域において、公立保育所等に 0～2 歳児の給食の外部搬入が認められていますが、全国展開はなされていません。本会・全国保育士会は、平成 29 年 8 月 8 日に、「構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会」に全国展開への反対意見を提出しており、その考え方は現在も変わりません。

次の意見（平成 29 年 8 月 8 日「構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会」提出）により、本会・全国保育士会は、給食の外部搬入の規制緩和に断固反対します。

全国保育協議会・全国保育士会（「構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会」平成 29 年 8 月 8 日提出）

意見書

3 歳未満児への給食外部搬入容認に、断固反対します。

食が、子どもの生命の維持・発育には欠かせないものであり、心身の成長に大きく関連している

ことは言うまでもありません。すべての子どもの健やかな育ちを保障する保育の観点から、また、子どもは体調の変動も大きく、個別の対応は必要不可欠です。

とくに、**発達の個人差が大きい3歳未満児、体調不良児、対応によっては命にかかわる食物アレルギー児等への食事提供においては、園内多職種連携のもと、臨機応変かつ適切な運用が必須**です。

これを担保する自園調理の優位性は明らかであり、多くの弊害の解決が困難な3歳未満児への給食外部搬入は、断じて認めるべきではありません。

まして、子どもへの食事提供の意義をふまえれば、保育所・認定こども園等における食事の提供体制が、効率性や経済的優位性のみの視点だけで検討され、子どもの適切な成長・発達を阻害させることは許されません。

自園調理の優位性

全国保育士会では、平成27年度に調査「食事の提供体制と食育に関する調査」（全国9市区町村・327施設回答）を実施し、5つの自園調理の優位性を導きました。

1. 顔の見える関係のなかで、よりきめ細やかな個別対応が可能

- 3歳未満児やアレルギー児に対しては、一人ひとりの発達の差や、月次の途中入園、医師の指導も含めたアレルギー指示書の変更等をふまえた、施設内での迅速な対応が必須です。保育に携わるすべての職員による直接的なかかわりや連携のなかで、毎日の子どもの体調や生活状況に応じた、献立の作成や個別の食事対応が自園調理では可能です。
- 一方、外部搬入では、離乳期の細かな調整や体調の急変及び生活リズムの変化への対応の困難さ、搬入元の調理員が子どもの様子を把握しきれていないとする等の実態が明らかとなっています【※】。柔軟な個別対応を基本とする、子どもへの食事提供の意義を鑑みれば、外部搬入の必要性は感じられません。

※ 平成28年度 厚生労働省委託事業 保育所等における食事提供体制に係る調査研究事業より

2. 生きる力と豊かな心を育てる食育につながります

- 食材とのふれあいや体験（調理保育、食育）は、たとえば、魚をさばく様子を見て命の大切さに気づくことのほか、ことば・数・量・重さ・科学的な発見等さまざまな学びの機会につながる、教育的な側面も強くもちあわせており、子どもの適切な成長・発達につながります。

3. より家庭的な、五感を刺激する環境をつくり出します

- 家庭での食体験の減少や、子ども本人の偏食・好き嫌いが顕著となっている近年において、調理をする過程や雰囲気がかかること、調理中の音が聞こえ、においがすること、食卓に届くまでの期待感や適切な温度で出来たての料理が提供されること等、より家庭に近い環境のなかで、子どもの五感を刺激すること

が重要です。食事に至るまでの連続性をもった保育は、自園調理でしか成しえません。

4. 生きた体験を通して、子どもの食をはじめとしたさまざまな興味や関心を引き出します

- 食材にふれる機会を積極的に増やしていくことは、食をはじめとし、生き物、季節、土地、文化などに対する、さまざまな興味や関心を引き出すことにつながります。
- 日常口にする食べ物が、どのように栽培・収穫され、どのような形や色で、さらにその食材が誰によって、どのように調理され、どのように盛り付けられるか等、一連の生きた体験を、自園調理では優位に行うことができます。

5. 安心・安全な食の提供のための責任体制や、リスクマネジメントが明確になります

- 各園における子どもの発達状況に基づいた栄養管理のもと、栄養士等が献立の作成にかかわり、調理員が適切に調理した食事の提供が可能です。
- リスクマネジメントの面からみても、施設自らが管理する調理室での調理であり、食材の仕入れから調理・配膳まで、一貫して過程を現認できる体制が保障できます。
- 一方、外部搬入においては、搬入元との文書による取り交わしが行われていないことや、3歳未満児に対する個別対応の困難さからアレルギー児や体調不良児へ症状に応じた対応が行えない現状、さらには、業務効率化やコスト削減の効果が得られていないことも明らかとなっています【※】。
- 業務効率化の効果が薄く、子どもの命を守る責任体制や衛生・安全管理が不十分である弊害も解消されないなか、外部搬入の意義は全く感じられません。

以上

◆厚生労働省 令和2年度予算 概算要求

令和元年8月29日、厚生労働省は令和2年度予算の概算要求を公表しました。

厚生労働省予算として1,295億円(令和元年度予算1,076億円)が計上されています(内閣府予算は1兆5,347億円+事項要求、令和元年度予算1兆5,346億円)。

保育所等整備交付金(994億円、令和元年度予算787億円)は、「子育て安心プラン」に基づき、意欲ある自治体への補助率のかさ上げ(1/2→2/3)が継続されます。

→資料1 スライド2・25

保育所等改修費等支援事業は拡充され、これまで定員の規模に関わらず一律であった補助基準額が定員の規模に応じた額に見直されます。

→資料1 スライド3・26

保育士宿舍借り上げ支援事業は拡充されるとともに、要件が緩和されます。有効求人倍率及び待機児童の要件を撤廃し、10年目までのすべての常勤保育士に拡充。また、全国一律の補助基準額から市区町村単位の金額設定に変更されます。

→資料1 スライド5・27

保育体制強化事業は拡充され、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を追加し、保育所外での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ることとされます。

→資料1 スライド6・28

保育所等におけるICT化推進等事業（新規）は、保育士の負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用や、外国人の子どもの保護者との通訳などのための機器の購入に係る費用の一部に補助されます。

→資料1 スライド8・29

医療的ケア児保育支援モデル事業は拡充され、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等の研修受講支援とともに、新たに医療的ケア児の受け入れを判断するための検討会の設置等のための事業費補助が創設されます。

→資料1 スライド11・30

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業は拡充され、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等が加えられます。

→資料1 スライド17・32

厚生労働省子ども家庭局の概算要求は、厚生労働省ホームページに掲載されている資料をご参照ください。保育課の概算要求説明資料は別添の資料1をご参照ください。

■厚生労働省ホームページ 令和2年度各部局の概算要求

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokan/03.html>

◆耐火性能に関する基準の改正後も保育所・幼保連携型認定こども園の耐火性能基準の規定に変更はありません（内閣府・厚生労働省）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、同法第27条第1項の耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなりました。

しかしながら、保育所・認定こども園などは、「火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもの安全を確保する必要があること」、「学校かつ児童福祉施設としての性質を有する幼保連携型認定こども園については、平成27年度の制度創設

当時から、幼稚園の基準又は保育所の基準のより高い方を原則適用することとしていること」から、これまでの耐火性能基準が維持されます。

具体的には、現行の基準が維持され（変更はなく）、保育室等を2階に設ける場合は耐火建築物又は準耐火建築物（旧簡易耐火建築物を除く。）、3階以上に設ける場合は耐火建築物であることが求められます。

別添の資料2-1は厚生労働省令（保育所の基準）の改正、資料2-2は内閣府令（幼保連携型認定こども園）の改正をご参照いただき、改正内容の詳細は、資料2-3の説明資料（幼保連携型認定こども園）にてご確認ください。

◆提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」が公表（内閣府）

令和元年8月7日、内閣府が開催する「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」が公表されました。

この有識者会議は、平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行う会議です。

このたび、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や分野ごとの取り組みの方向性等の提言として「今後の子供の貧困対策の在り方について」が公表されました。提言を踏まえ、今年度末までに新たな大綱が決定される予定です。

本提言においては、子どもの貧困対策を講じるにあたって踏まえるべき視点として、下記の3点が示されています。

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- ② 地方公共団体による取り組みの充実
- ③ 支援が届かない、または届きにくい子ども・家族への支援

とくに、「①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」においては、「乳幼児期から義務教育へ、更には高校教育段階へと、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくべき」とされています。

乳幼児期の子どもや保護者と日常的に接する保育所・認定こども園等においては、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握できる可能性があり、保護者が必要な支援制度を知らないこともあり得ることから、適切な支援へつないでいくとともに、自治体や学校、関係機関と連携して切れ目のない支援を提供していくことが求められます。

また、保育所・認定こども園等は、子どもの健全な育ちや家庭での親の子育て環境に大きな影響を与えることから、保育所・認定こども園の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながるとしたうえで、保育士等が長く働き続けられるよう処遇改善を行うなど、質の高い幼児教育・保育が確保できる仕組みを構築していくべきであるとも提言しています。

提言全体（および提言の概要版）は下記ホームページに掲載されています。

■内閣府ホームページ「子供の貧困対策に関する有識者会議について」
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/index.html>

◆「第 15 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催 (全社協・政策企画部)

全国社会福祉協議会は、令和元年 9 月 24 日に「第 15 回権利擁護・虐待防止セミナー」を開催します。

本セミナーは、子どもの権利条約採択から 30 年、日本が批准してから 25 年を迎えるにあたり、「今、あらためて『子どもの権利』について考える～子どもの権利条約の採択から 30 年を迎えて～」をテーマに、講演や基調説明、シンポジウムを通じてこれまでの取り組みを振り返るとともに、関係者等による子どもの権利擁護の実践について共有し、地域の子育て支援のなかで何ができるか考えます。詳細は、別添の資料 3 をご参照ください。

全国保育協議会の会員の皆さまのご参加をお待ちしております。
開催要綱は、全国社会福祉協議会ホームページに掲載しています。

■全国社会福祉協議会ホームページ
https://www.shakyo.or.jp/news/20190722_seminar.pdf